

熊本県総合福祉センター指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成15年6月に地方自治法の一部改正（同年9月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

熊本県では、公の施設である「熊本県総合福祉センター」の管理業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度を導入することとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）第11条第1項及び熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第3条の規定に基づき、熊本県総合福祉センターの指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

（1）名 称

熊本県総合福祉センター

（2）所在地

熊本市中央区南千反畑町3番7号

（3）施設の設置目的、役割等

熊本県総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）は、熊本県内における社会福祉に関する情報・相談の集積機能、また、研修や会議、ボランティア活動の拠点となるための施設及び設備を備え、複雑かつ多様化する社会福祉のニーズに対応することを目的に設置しました。

（4）施設の沿革

平成5年9月開館

（5）施設内容、規模等

「熊本県総合福祉センター指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（6）現在の管理運営体制

現在の指定管理者：熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢グループ

（7）施設の利用実績

仕様書のとおり

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

次に掲げる項目を基本的な考え方とし、熊本県内における社会福祉の増進を図るため、福祉センターの機能が最大限に発揮できるような管理運営を行うことができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）を募集します。

（1）福祉センターの設置目的に基づいて、適正な管理運営を行うこと。

（2）住民の平等な利用を確保するため、特定の団体や個人に有利又は不利になる運営を行わないこと。

（3）福祉センターの入居団体等と連携を図るとともに、利用者の意見を反映させた管理運営に努めること。

（4）効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。

（5）業務を行う上で知り得た利用者の個人情報保護及び防犯、防災その他緊急時の対策について適切な措置を講じること。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 休館日

毎月の第2日曜日及び第4日曜日並びに12月29日から翌年の1月3日まで

※ 知事が特に必要があると認めたときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができます。

(2) 開館時間

午前8時30分から午後5時まで

※ 知事が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができます。

(3) 人員の配置等

福祉センターの受付業務及び緊急時の対応のため、開館時間中（休館日を除く。）は福祉センター内の受付に常時人員を配置してください。

(4) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守してください。

- ① 熊本県総合福祉センター条例、同施行規則
- ② 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
- ③ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- ④ ビル管理法、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑤ その他

ア) 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。

イ) 指定管理者は、施設の使用許可承諾等行政処分に相当する権限を行使するときは、熊本県行政手続条例第2章の規定を遵守してください。

ウ) 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存してください。指定期間を過ぎた後も同様とします。

エ) 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めてください。

また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めてください。

オ) 指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定を遵守してください。

カ) 指定管理者は、業務の実施に当たっては、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第8条及び第9条の規定を遵守してください。

(5) 留意事項

管理運営業務を行うに当たっては、次の事項に留意してください。

- ① 指定管理者は、業務の実施に当たっては、県産品の積極的な利用及び活用に努めてください。
- ② 施設の設備及び物品の維持管理を適切に行ってください。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

(1) 社会福祉に関する研修及び会議のための施設及び設備の提供に関する業務

(2) 福祉センターの使用の許可に関する業務（行政財産の目的外使用許可に関する業務を除く。）

- (3) (2)に係る利用料金の収受に関する業務
- (4) 福祉センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) その他社会福祉の増進に必要な業務
- (6) 指定管理者が施設の管理上必要と認める業務
- (7) その他仕様書に定めるとおり

5 指定の期間

令和9年(2027年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

福祉センターの管理に要する経費は、利用料金収入、県から支払う委託料及び福祉センターに入居している団体(以下「入居団体」という。)から徴収する電気代によって賄うこととします。このうち、指定期間中に県が支払う委託料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、申請者から各年度の委託額の提案を求めます。

なお、県からの委託料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

＜基準価格＞ 148,035千円(消費税及び地方消費税を含む。)

(令和9年度:49,345千円)

(令和10年度:49,345千円)

(令和11年度:49,345千円)

※ 基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、ご注意ください。

(1) 利用料金

福祉センターの研修ホール及び会議室の利用に係る料金(地方自治法第244条の2第8項に定める「利用料金」)は指定管理者の収入とします。

なお、利用料金の額は、熊本県総合福祉センター条例第13条第2項の規定に基づき、指定管理者が知事の承認を受けて、定める額とします。

また、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができます。

(2) 利用料金以外の収入

行政財産の目的外使用許可に係る「行政財産使用料」、入居団体から徴収する共益費(光熱水費等)及び自動販売機等の設置に係る電気代は、以下のとおりとします。

- ① 共益費(光熱水費等)及び自動販売機等の設置に係る電気代のうち、入居団体から徴収する電気代のみ、指定管理者の収入とします。徴収する額の算定は、福祉センターの床面積及び入居団体へ許可している行政財産の目的外使用の床面積によります。

なお、入居団体から徴収する電気代の算出、入居団体への通知は県が行います。

- ② ①以外の共益費(水道代、管理費等)については、県の収入となります。

なお、指定管理者が自ら実施する自主事業に係る収入は、指定管理者の収入となります。

(3) 経費の精算

利用料金収入の増加、経費の縮減など指定管理者の経営努力によって生み出された

余剰金については、精算による返還は求めませんので、休館日や開館時間の変更、自主事業の実施などにより、福祉センターの利用促進のための積極的な提案を求めます。

なお、利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、補填はありませんので、ご注意ください。

7 スライド方式の適用

スライド方式の適用に際しては、熊本県ホームページ上の「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針別冊 指定管理者制度導入施設におけるスライド方式運用マニュアル」（令和8年9月2日）を参照してください。

8 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人等であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県内に事業所を有すること。
- (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 法人等の代表者（役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ② 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (9) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
 - ① グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
 - ② 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
 - ③ 「9 申請の手続」（1）③から⑧まで並びに⑨ア）及びイ）に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
 - ④ 申請については、一のグループにつき一の提案に限ります。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。
 - ⑤ 代表団体が（1）から（8）までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が（1）から（8）まで（（2）を除く。）に掲げる要件を満たすこと。

9 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出してください。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）〔別紙様式1〕
 - ② 熊本県総合福祉センター指定管理者事業計画書〔別紙様式2-1、2-2〕及び収支予算書〔別紙様式3-1、3-2〕
 - ③ 参加資格に関する申立書〔別紙様式4〕
 - ④ 法人等であることを証する書類
ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
イ) 当該法人の登記事項証明書
 - ⑤ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
 - ⑥ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 - ⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
 - ⑧ 納税証明書
ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ⑨ その他知事が必要と認める書類
ア) 熊本県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
イ) 暴力団排除に関する申立書〔別紙様式5〕
ウ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表〔別紙様式6〕及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し
- ※ 申請書類として提出する証明書類は、証明年月日が申請書類提出日前3箇月以内のものとしします。

(2) 提出部数

正本1部、副本11部

※ 副本については、写しで構いません。

ただし、色による識別が必要な資料についてはカラーでの複写とします。

※ 上記9(1)⑨ア)のみ、副本は1部とします。

10 納税義務

指定管理者は、消費税、地方消費税、法人税、法人事業税、事業所税等の納税義務を負う場合があります。

なお、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認してください。

11 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期限 令和8年（2026年）10月9日（金）午後5時まで
- (2) 受付方法 質問票〔別紙様式7〕に記入のうえ、電子メールにより提出してください。
- (3) 提出先 kenkoufukushi@pref.kumamoto.lg.jp

12 現地説明会の実施

現地説明会を令和8年（2026年）10月上旬に開催を予定していますので、参加を希望する場合は、令和8年（2026年）9月30日（水）までに、「22 問い合わせ先」まで電話により法人等の名称、参加者の氏名及び現地説明会の開催希望日を連絡してください。

13 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 熊本県健康福祉部健康福祉政策課総務班（県庁行政棟新館3階）
〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号
- (2) 提出期間 令和8年（2026年）9月18日（金）から令和8年（2026年）10月19日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

14 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

15 指定管理候補者の選定方法

- (1) 選定方法
健康福祉部指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定します。
- (2) 第一次審査（資格審査）
申請者からの提出書類を審査し、参加資格を満たしているか確認します。
なお、第一次審査の結果は、各申請者に文書で通知します。
- (3) 第二次審査（提案内容審査）
選考委員会の委員に対して、申請者が直接、プレゼンテーションを行い、次の審査基準及に沿って各委員が審査及び採点を行い、選考意見を取りまとめます。

審査基準		判定・配点
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 ア 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 イ 住民の施設の平等な利用の確保 ※ 選考委員会において「否」と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。		適・否
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ウ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	35点
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 ア 施設の管理運営に係る経費の内容 イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	30点

3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。 ア 安定的な運営が可能となる人的能力 イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤 ウ 類似施設（又は本施設）の運営実績	30点
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。 ア 施設の維持管理業務における障害者雇用への配慮	5点
合 計		100点

※ 第二次審査の日時及び場所は後日連絡します。

※ 第二次審査の結果は、各申請者に文書で通知します。

16 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- (4) 申請書に虚偽の内容が記載されているとき
- (5) その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき

17 選定結果等の公表

応募状況については、申請した団体の名称については公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、県のホームページ上で、各申請者の得点状況、指定管理候補者の選定理由、指定管理候補者の事業計画の概要等を公表します。

18 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- (1) 指定管理者は、県議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に県と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は、毎年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

19 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「7 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「7 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

20 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は県庁内及び選考委員会での検討に限ります。）
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

21 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書〔別紙様式1〕
- (2) 熊本県総合福祉センター指定管理者事業計画書〔別紙様式2－1、2－2〕
- (3) 熊本県総合福祉センター管理業務の収支予算書〔別紙様式3－1、3－2〕
- (4) 参加資格に関する申立書〔別紙様式4〕
- (5) （暴力団排除に関する）申立書〔別紙様式5〕
- (6) グループ構成員表〔別紙様式6〕
- (7) 質問票〔別紙様式7〕
- (8) 熊本県総合福祉センター指定管理者仕様書
- (9) 熊本県総合福祉センターの管理運営に関する協定書（案）

22 問い合わせ先

熊本県健康福祉部健康福祉政策課総務班 担当：竹元、堅野

電話番号：096－333－2192

電子メール：kenkoufukushi@pref.kumamoto.lg.jp